

景観法運用にあたって活用した科学的根拠

自治体名：三重県 松阪市 導入時期：平成 24 年 4 月～

事例名称：勾配屋根の数値基準の設定

根拠区分：学術知見／実態調査／他制度根拠／その他（ ）

活用区分：区域設定／制限設定／処分等判断／その他（ ）

事例概要：本市では、景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区を重点地区として位置づけることができる。このような中、平成 24 年 4 月 1 日より「通り本町・魚町一丁目周辺地区」を重点地区として位置づけ、全ての建築等の行為を対象に届出制度を運用しており、景観形成基準における修景基準（義務とせず推奨する水準を示した規定の本市での呼称）の屋根勾配について、数値で基準値を設定している。設定にあたっては、地区内の歴史的建築物 15 棟を調査し、その屋根勾配を整理して本地区の歴史的まちなみの屋根勾配基準値 10 分の 4 から 10 分の 5 を導き出し、これを根拠とした。

活用対象：景観法第 8 条第 4 項第 2 号イに基づく屋根勾配制限基準の設定根拠として活用。

考え方：長谷川邸を核とする歴史的建造物が本地域の景観を特徴付ける建造物になっており、これらを参照した建築物が建築されることで、以前の景観を損ねることなく、より良好な景観を築くことができると考え、地区内の歴史的建築物 15 棟の屋根勾配を調査した結果、10 分の 4 から 10 分の 5 の範囲に収まることがわかり、歴史的まちなみを後世に継承するため、より積極的に、魅力ある景観形成に取り組む所有者に適用される修景基準の屋根勾配の基準値として、伝統的形態意匠と想定される勾配を採用した。

引用元：市で現況調査を実施

その他：当該根拠については、「通り本町・魚町一丁目周辺地区」住民説明会等において説明し、より急な勾配基準値を求める意見も出されたが、修景基準である旨を説明し了解を得た。
